

「第 3 7 7 回判例研究会」

日 時	令和 3 年 5 月 1 2 日
場 所	湊総合法律事務所 第 1 会議室
報 告 者	弁護士 野 村 奈 津 子

【判例】

事件の表示	事 件 名 株主総会決議取消請求控訴事件 管轄裁判所 札幌高等裁判所 事 件 No. 平成 3 1 年 (ネ) 第 8 3 号 判 決 日 令和元年 7 月 1 2 日
事 案	<ul style="list-style-type: none">● 原告 X 株式会社 (※Y の株主) が被告 Y 株式会社に平成 2 9 年 6 月 1 7 日開催の Y 株主総会 (以下「本総会」) において議決権行使を妨げられたとして、当該総会決議 (議案は、計算書類承認、取締役 4 名選任、監査役 1 名選任) の取消しを会社法 8 3 1 条 1 項 1 号 (決議取消事由: 株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき) に基づき請求した事案● Y の定款は、議決権行使代理人資格を「当会社の議決権を有する出席株主 1 名」に限定している● Y は本総会において、X の代理人として来訪した弁護士 A (非株主) の出席を拒否● 原審 (札幌地判 H 3 1 . 1 . 3 1) は X の請求認容。Y 控訴。

<p style="text-align: center;">判 旨 (要旨)</p>	<p>控訴棄却。</p> <p><Xの代理人であるA弁護士の総会への入場を拒否した点が決議取消事由に該当するか></p> <p>※代理人資格制限の趣旨 控訴人の定款18条は、前述のとおり、<u>控訴人の株主が議決権を代理行使させることができる者を控訴人の株主に限定している。</u>このような定めは、<u>株主総会が株主以外の第三者により攪乱されるのを防止し、株式会社の利益を保護しようとする趣旨に出たものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限として有効であると考えられる</u>（最高裁昭和43年11月1日第2小法廷判決・民集22巻12号2402頁参照）。</p> <p>※本件へのあてはめ しかしながら、<u>控訴人（Y）代表者は、被控訴人X2の委任状を持参した被控訴人X2の代理人であるA弁護士と面識があり、株主総会の受付において、同人が弁護士であり株主総会攪乱のおそれがないことを容易に判断できたというべきである。</u><u>議決権行使の重要性に鑑みると、本件のように代理人が弁護士である等株主以外の第三者により攪乱されるおそれが全くないような場合であって、株主総会入場の際にそれが容易に判断できるときであれば、株式会社の負担も小さく、株主ではない代理人による議決権行使を許さない理由はない。</u>それにもかかわらず、控訴人は、届出印の印影と本件委任状に顕出されている印影の不一致を理由に被控訴人X2代理人であるA弁護士の株主総会への入場を拒絶したというのであるから、決議方法に法令（会社法310条1項）違反があったといわざるを得ない。</p> <p>したがって、本件決議には、被控訴人X2の代理人であるA弁護士の株主総会への入場拒絶という決議方法の法令（会社法310条1項）違反の取消事由があることになる。</p>
---	---